

**平成 26 年度軽自動車税等
減免申請について**

身体や精神に障がいのある方のために使用される軽自動車等(原付二輪車含む)で、一定の要件に該当するものについては申請により軽自動車税が減免されます。

◎平成 26 年度軽自動車税の減免申請の期限は

5月26日(月)です

軽自動車税の減免は毎年申請が必要ですのでご注意ください。

納期の7日前までに申請がない場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

減免される自動車税等の範囲

①登録上の所有者が減免を受ける本人の名義になっていること。

※4月1日現在、自動車税検査証の所有者欄が原則として本人名義であることが必要です。

②申請者一人について1台だけ減免できます。普通車で減免を受けている方は申請

できません。

※なお、障がい者である本人が所有している自動車を本人が運転する場合にしか認められないので注意してください。(障がいの程度に応じた生計を一にする人も減免を受けることができます。)

※障がいの程度等の条件が該当していても、本人が福祉施設や病院に入所(院)し、自動車を運転する方と生計を一にしていない場合は減免できません。

○申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・車検証
- ・運転する人の運転免許証
- ・印鑑
- ・委任状(同居の親族以外)
- ※詳細については、各問合せ先までご相談ください。

問合せ先

軽自動車税
税務課市民税係

(窓口⑨) ☎22218

自動車税の減免について

下田財務事務所課税課
課税第二班 ☎242018

知ってお得な国民年金

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが難しい場合の免除制度や、学生の期間、納付が猶予される学生納付特例制度があります。



未納期間がある方へ

4月1日から免除・学生納付特例制度をさかのぼって申請できる期間が拡大されています。

◎申請できる期間

申請時点から2年1か月前の月分まで
(今までは最長1年でした)
※免除の内容は、本人・配偶者・世帯主の所得等に依りて変わります。

◎申請手続きに必要なもの

●免除の場合
身分証明書、印鑑
※離職された方は、離職票、雇用保険受給資格者証などの写しを添付してください。

●学生納付特例の場合

在学期間の分かる学生証(写し可)など、印鑑
問合せ先
市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎23922

**公民館講座などの
「案内」**

◎訂正とお詫び

かいらん3月号に掲載した稲生沢公民館講座の開催日に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正してお詫びします。

講座名	日時	申込・問合せ先
稲生沢公民館 水絵教室	第1土曜日 13時～16時	☎235384 臼井

誤 第3月曜日

正 第1土曜日

☎235055

◎有機園芸講座受講者募集

日時 毎月第3土曜日
19時～21時
場所 中(なか)公民館
申込・問合せ先
有機園芸講座(代表 村瀬)
☎28915